

反社会的勢力ではないこと等についての確認

- 1 次に定める反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたっても反社会的勢力に該当しないこと。
 - ①「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に定義される暴力団およびその関係団体
 - ②前号記載の暴力団およびその関係団体の構成員
 - ③暴力団準構成員
 - ④暴力団関連企業
 - ⑤総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等の団体または個人
 - ⑥前各号の一の団体、構成員または個人と関係を有することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人
 - ⑦その他、前各号に準ずる者
 - ⑧前各号のいずれにも該当しなくなった日から5年間を経過しない者
- 2 親会社等、役員その他、名義上もしくは実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと。
- 3 反社会的勢力を所属者としまたは反社会的勢力を代理人、媒介者若しくは再受託者（再受託者の代理人、媒介者を含む。）としないこと。
- 4 反社会的勢力が経営を支配、または実質的な経営への関与が認められる関係を有しないこと。
- 5 反社会的勢力を不当に利用しまたは交際していると認められる関係を有しないこと。
- 6 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行っておらず、今後も行いう予定がないこと。
- 7 自ら又は第三者を利用して、次の各号の一に該当する違法行為を行わないこと。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた要求行為
 - ③取引に関し、脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布、偽計もしくは威力を用いて協会の信用を毀損しまたは協会の業務を妨害する行為
 - ⑤前各号に準ずる行為
- 8 その他、反社会的勢力と非難されるべき関係がないこと

以上